



27予第825号
平成27年9月29日

一般社団法人 東京ビルディング協会
会長 高木 茂 様

東京消防庁
予防部長 西村 隆明



高層の建築物の出火防止対策等の運用基準の改正について（依頼）

平素より、消防行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災後のエネルギー消費に係る社会的気運の変化やガス機器の技術革新等の社会情勢を踏まえ、東京都知事の諮問機関である火災予防審議会に「高層化する建築物における防火安全対策」について諮問されました。これに対し、平成26年3月の1次答申では、都市ガスの技術的な安全対策の実施により、共同住宅の居室における都市ガスの使用抑制を見直すべきと提言され、ガス栓を居室に設ける際の基準（以下「共同住宅基準」という。）を策定し運用しています。

今般、平成27年4月の2次答申において、共同住宅以外の出火防止対策に係る技術的進歩や、地震時の被害状況とその対策の現状を踏まえ、現行の出火防止対策等を見直すべきと提言されました。これらの提言を踏まえ共同住宅以外の出火防止対策等及び共同住宅基準の一部を改正し、平成27年10月1日から別記のとおり運用を開始することとしましたので、貴会会員等に対し、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

お問合せ先

（ 予防部予防課火気電気係 五十嵐 高橋
電 話 03-3212-2111 内線 4782 4785 ）